

目次

規則

- 国民健康保険法に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（国保医療課）

訓令甲

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程を廃止する訓令（建築宅地課）

告示

- 飼料の試験結果の公表（畜産課）
- 遊漁規則の変更認可（2件）（水産業振興課）
- 道路の区域変更（道路課）
- 道路の供用開始（同）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築士免許の取消し（建築宅地課）

教育委員会

- 教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（教育庁総務課）
- 宮城県教育委員会行政文書管理規則を廃止する規則（同）

人事委員会

- 人事委員会規則7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会規則7—18（管理職手当）の一部を改正する規則（同）

監査委員

- 定期監査の結果の公表（監査委員事務局監査チーム）

国民健康保険法に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 7 号

国民健康保険法に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 国民健康保険法に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則（平成30年宮城県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）</u>、国民健康保険法に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例（平成29年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）</u>、国民健康保険法に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例（平成29年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

第2条 国民健康保険法に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通交付金の交付)</p> <p>第2条 条例第3条の規則で定める当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用は、</p>	<p>(普通交付金の交付)</p> <p>第2条 条例第3条の規則で定める当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用は、</p>

次に掲げる費用とする。

(1) 法第45条第5項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する場合の当該委託に要する費用

(2) 法第58条第1項に規定する出産育児一時金の支給及び葬祭費の支給に要する費用

法第45条第5項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する場合の当該委託に要する費用とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

宮城県訓令甲第1号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程を廃止する訓令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程（平成20年宮城県訓令甲第19号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年3月1日から施行する。

宮城県告示第95号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和7年度に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和8月2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査
令和7年収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場 所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
石巻魚糧工業株式 会社 石巻市	同左	イナホ・フィッシュミール63	R7年6月	重金属－カドミウム、鉛、水銀	無
協同フィッシュミール工業株式会社 石巻工場 石巻市	同左	65%フィッシュミール	R7年5月	重金属－カドミウム、鉛、水銀	無
株式会社富士飼料 角田TMRセンター 角田市	同左	富士TMR35	R7年8月	動物性飼料－肉骨粉	無
気仙沼センター水産加工業協同組合 気仙沼市	同左	荒粕	R7年8月	重金属－カドミウム、鉛、水銀	無
三陸飼料株式会社 気仙沼市	同左	荒粕	R7年8月	重金属－カドミウム、鉛、水銀	無
太協物産株式会社 石巻市	同左	60%フィッシュミール	R7年9月	重金属－カドミウム、鉛、水銀	無
株式会社稲井 塩釜工場 塩釜市	同左	60%イナホフィッシュミール	R7年9月	重金属－カドミウム、鉛、水銀	無
松崎精麦株式会社 松島町	同左	飼料用外国産大麦スチーム皮つき圧ぺん	R7年9月	動物性飼料－肉骨粉	無
ナーリン株式会社 大郷町	同左	ネオ・ナーリンブルー	R7年5月	動物性飼料－肉骨粉	無

菅原精米工業株式会社 加美町	同左	国産屑米糠	R7年9月	動物性飼料－肉骨粉	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	ままマッシュ	R7年11月	動物性飼料－肉骨粉	無
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フィッシュミール	R7年11月	重金属－カドミウム、鉛、水銀	無

栄養成分に関する検査
令和7年収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場 所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 項 目	違反の内容
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホ・フィッシュミール63	R7年6月	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
協同フィッシュミール工業株式会社 石巻工場 石巻市	同左	65%フィッシュミール	R7年5月	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ばく麦無添加	R7年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	グローアップ16	R7年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	もりムギ	R7年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

石巻飼料株式会社 石巻市	同左	アミノサプリP IS	R7年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
フィード・ワン株式 会社 石巻工場 石巻市	同左	マルチエース74	R7年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
JA全農くみあい飼 料株式会社 石巻 工場 石巻市	同左	仙台BEEF	R7年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
JA全農くみあい飼 料株式会社 石巻 工場 石巻市	同左	グランディール72	R7年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社I・フィー ド 石巻工場 石巻市	同左	アドバンスミルク	R7年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
太協物産株式会社 石巻市	同左	60%フィッシュミール	R7年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
太協物産株式会社 石巻市	同左	NEW ギンザケ EP 4P	R7年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
日本農産工業株式 会社 塩釜工場 塩竈市	同左	ウイニーA	R7年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
日本農産工業株式 会社 塩釜工場 塩竈市	同左	ます EP 2.5P	R7年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

株式会社稲井 塩釜工場 塩竈市	同左	60%イナホフィッシュミール	R7年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗灰分	無
株式会社サイボク フィード 栗原市	同左	肥育用 6	R7年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	ままマッシュ	R7年11月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	S エスエフマザー79	R7年11月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フィッシュミール	R7年11月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗灰分	無

宮城県告示第96号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

名称 鳴瀬吉田川漁業協同組合

住所 宮城県加美郡加美町字長檀3-8

免許番号 内共第14号

2 遊漁規則の変更内容

第6条の表を次のように改める。

一 手釣り、竿釣りによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ・おいかわ・ふな・うぐい・うなぎ・いわな・こい・にじます・やまめ(さくらます含む)・かじか・わかさぎ	手釣り・竿釣り(但し籠釣りを除く)	1日 2,000円 1年 7,000円
わかさぎ	手釣り、竿釣り(但し籠釣りを除く)	1日 1,000円 シーズン(10月～2月) 3,000円

二 投網の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ・おいかわ・ふな・うぐい・うなぎ・いわな・こい・にじます・やまめ(さくらます含む)・かじか	投網	1年 9,000円

3 変更後の遊漁規則の施行日

令和8年3月1日

宮城県告示第97号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

名称 鳴瀬吉田川漁業協同組合

住所 宮城県加美郡加美町字長檀3-8

免許番号 内共第15号

2 遊漁規則の変更内容

第6条の表を次のように改める。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ・おいかわ・ふな・うぐい・ うなぎ・いわな・こい・にじま す・やまめ(さくらます含む)・ かじか	手釣り・竿釣り(但し籠釣りを 除く)	1日 2,000円
		1年 7,000円

二 投網の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ・おいかわ・ふな・うぐい・ うなぎ・いわな・こい・にじま す・やまめ(さくらます含む)・ かじか	投網	1年 9,000円

3 変更後の遊漁規則の施行日

令和8年3月1日

宮城県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年2月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳴瀬南郷線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東松島市新田字風張30番1地先から 同市西福田字二子屋無番地先まで	前	5.0～15.8	3,525.0
	後	5.0～20.1	3,447.7

宮城県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年2月27日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鳴瀬南郷線	東松島市新田字風張無番地先から 同市新田字新田前12番2地先まで	令和8年2月27日
県道	鳴瀬南郷線	東松島市西福田字流蒲無番地先から 同市西福田字二子屋無番地先まで	令和8年2月27日

宮城県告示第100号

白石市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙南広域都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・1号 沖の沢郡山線
3・5・10号 威徳寺前大橋線
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第101号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
令和8年2月19日	三塚 則夫	二級建築士	第5083号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	五島 信一	二級建築士	第5211号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	新沼 芳壽	二級建築士	第5281号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	佐藤 孝男	二級建築士	第5286号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	小野 雅美	二級建築士	第5413号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	木村 志朗	二級建築士	第5547号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	佐藤 成男	二級建築士	第5661号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	小野 豊	二級建築士	第5669号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	吉沢 啓介	二級建築士	第5693号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	佐藤 昭一	二級建築士	第5733号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	早坂 喜邦	二級建築士	第5977号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	高橋 栄一	二級建築士	第6199号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	高橋 永吉	二級建築士	第6404号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	木村 範夫	二級建築士	第6497号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	堀 道子	二級建築士	第6537号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	柴田 慎一 郎	二級建築士	第6550号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	齋藤 實	二級建築士	第6785号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	伊藤 一範	二級建築士	第6943号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため
令和8年2月19日	大友 功	二級建築士	第7311号	建築士法第9条第1項 第3号に該当するため

免許取消年月日	氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
令和8年2月19日	須田 豊次郎	二級建築士	第7407号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	清水 育雄	二級建築士	第7455号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	及川 幸喜	二級建築士	第7486号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	門間 和子	二級建築士	第7658号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	石川 秀則	二級建築士	第7797号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	佐藤 重男	二級建築士	第7805号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	小山 清子	二級建築士	第8067号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	堀籠 時雄	二級建築士	第8357号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	日野 悟志	二級建築士	第8482号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	日下 芳照	二級建築士	第8841号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	菊地 幸	二級建築士	第9015号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	七戸 信光	二級建築士	第9085号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	伊藤 邦昭	二級建築士	第9298号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	熊谷 数視	二級建築士	第9424号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	鈴木 馨	二級建築士	第9467号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	佐藤 善一	二級建築士	第9801号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	星 俊男	二級建築士	第9916号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	藤倉 清志	二級建築士	第10664号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	蓬田 實	二級建築士	第10753号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	高橋 元	二級建築士	第11365号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため
令和8年2月19日	佐々木 隆雄	二級建築士	第11530号	建築士法第9条第1項第3号に該当するため

免許取消年月日	氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
令和8年2月19日	佐藤 朗	二級建築士	第 4354 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため
令和8年2月19日	古山 哲男	二級建築士	第 5921 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため
令和8年2月19日	伊邊 吉夫	二級建築士	第 7484 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため
令和8年2月19日	小松 文明	二級建築士	第 11350 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため
令和8年2月19日	赤間 洋子	二級建築士	第 13252 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため
令和8年2月19日	伊藤 博之	二級建築士	第 13467 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため
令和8年2月19日	高橋 豊	二級建築士	第 14041 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため
令和8年2月19日	岡村 祥司	二級建築士	第 14557 号	建築士法第9条第1項 第2号に該当するため

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

宮 城 県 教 育 委 員 会

宮城県教育委員会規則第4号

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和59年宮城県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県教育委員会行政文書管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

宮 城 県 教 育 委 員 会

宮城県教育委員会規則第5号

宮城県教育委員会行政文書管理規則を廃止する規則

宮城県教育委員会行政文書管理規則（平成11年宮城県教育委員会規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 8 年 2 月 27 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—16—53

人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表第 2 調整基本額表（第 2 条第 3 項第 1 号関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td><u>13,500 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 教育職給料表(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td><u>13,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ～ク [略]</p> <p>別表第 3 調整基本額表（第 2 条第 3 項第 2 号関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td><u>12,700 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]	[略]	4 級	<u>13,500 円</u>	職務の級	調整基本額	[略]	[略]	4 級	<u>13,000 円</u>	職務の級	調整基本額	[略]	[略]	4 級	<u>12,700 円</u>	<p>別表第 2 調整基本額表（第 2 条第 3 項第 1 号関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td><u>13,300 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 教育職給料表(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td><u>12,900 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ～ク [略]</p> <p>別表第 3 調整基本額表（第 2 条第 3 項第 2 号関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td><u>12,500 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]	[略]	4 級	<u>13,300 円</u>	職務の級	調整基本額	[略]	[略]	4 級	<u>12,900 円</u>	職務の級	調整基本額	[略]	[略]	4 級	<u>12,500 円</u>
職務の級	調整基本額																																				
[略]	[略]																																				
4 級	<u>13,500 円</u>																																				
職務の級	調整基本額																																				
[略]	[略]																																				
4 級	<u>13,000 円</u>																																				
職務の級	調整基本額																																				
[略]	[略]																																				
4 級	<u>12,700 円</u>																																				
職務の級	調整基本額																																				
[略]	[略]																																				
4 級	<u>13,300 円</u>																																				
職務の級	調整基本額																																				
[略]	[略]																																				
4 級	<u>12,900 円</u>																																				
職務の級	調整基本額																																				
[略]	[略]																																				
4 級	<u>12,500 円</u>																																				

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
[略]	[略]
4級	12,400円

オ～ク [略]

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
[略]	[略]
4級	12,200円

オ～ク [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則7—16の規定は、令和8年1月1日から適用する。

人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—18—75

人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 2（第 2 条関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)			別表第 2（第 2 条関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)		
職務の級	区分	管理職手当	職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	<u>55,100 円</u> 。ただし、県立高等学校及び県立特別支援学校（以下「県立高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては <u>73,400 円</u> 又は <u>64,200 円</u> 。	4 級	6 種	<u>54,600 円</u> 。ただし、県立高等学校及び県立特別支援学校（以下「県立高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては <u>72,800 円</u> 又は <u>63,700 円</u> 。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
エ 教育職給料表(2)			エ 教育職給料表(2)		
職務の級	区分	管理職手当	職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	<u>52,600 円</u> （市町村立義務教育学校の校長の職にあっては <u>61,400 円</u> ）。ただし、県立中学校、市町村立中学校及び市町村立小学校（以下「県立中学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては <u>70,100 円</u> 又は <u>61,400 円</u> 、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては <u>70,100 円</u> 。	4 級	6 種	<u>52,100 円</u> （市町村立義務教育学校の校長の職にあっては <u>60,800 円</u> ）。ただし、県立中学校、市町村立中学校及び市町村立小学校（以下「県立中学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては <u>69,500 円</u> 又は <u>60,800 円</u> 、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては <u>69,500 円</u> 。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

オ～ク [略]

備考 [略]

別表第3（第2条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4級	6種	51,400円。ただし、県立高等学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては68,600円又は60,000円。
[略]	[略]	[略]

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
4級	6種	50,200円（市町村立義務教育学校の校長の職にあっては58,600円）。ただし、県立中学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては67,000円又は58,600円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては67,000円。
[略]	[略]	[略]

オ～ク [略]

備考 [略]

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

オ～ク [略]

備考 [略]

別表第3（第2条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4級	6種	51,000円。ただし、県立高等学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては68,000円又は59,500円。
[略]	[略]	[略]

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
4級	6種	49,800円（市町村立義務教育学校の校長の職にあっては58,000円）。ただし、県立中学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては66,300円又は58,000円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては66,300円。
[略]	[略]	[略]

オ～ク [略]

備考 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則7—18の規定は、令和8年1月1日から適用する。

宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和7年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和8年2月27日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○総務部	
地方機関	
大河原県税事務所（選挙管理委員会事務局大河原地方支局を含む）	10月24日
東部県税事務所（選挙管理委員会事務局東部地方支局を含む）	11月26日
東部県税事務所登米地域事務所	11月26日
気仙沼県税事務所（選挙管理委員会事務局気仙沼地方支局を含む）	11月19日
○企画部	
地方機関	
東京事務所	11月13日
○環境生活部	
地方機関	
食肉衛生検査所	12月26日
○保健福祉部	
地方機関	
仙台保健福祉事務所	12月25日
仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所	12月25日
気仙沼保健福祉事務所	10月23日
女性相談支援センター	12月26日
○経済商工観光部	
地方機関	
北部地方振興事務所栗原地域事務所	11月20日
東部地方振興事務所登米地域事務所	11月5日
気仙沼地方振興事務所	12月18日
計量検定所	12月26日
白石高等技術専門校	10月9日
仙台高等技術専門校	12月26日
宮城障害者職業能力開発校	12月26日
○水産林政部	
地方機関	
林業技術総合センター	12月26日
○土木部	
地方機関	
北部土木事務所栗原地域事務所	11月28日

東部土木事務所登米地域事務所	11月18日
気仙沼土木事務所	12月19日
仙台塩釜港湾事務所	11月12日
○教育庁	
地方機関	
仙台教育事務所	11月26日
東部教育事務所	12月26日
気仙沼教育事務所	12月18日
美術館	10月30日
蔵王自然の家	10月22日
東北歴史博物館	10月 3 日
仙台第一高等学校	10月31日
塩釜高等学校	10月 3 日
白石高等学校	10月 8 日
石巻高等学校	10月24日
古川高等学校	10月 9 日
気仙沼高等学校	10月23日
仙台三桜高等学校	9月 4 日
岩出山高等学校	11月 7 日
涌谷高等学校	11月 6 日
登米高等学校	10月14日
中新田高等学校	10月30日
松山高等学校	10月 9 日
宮城野高等学校	12月26日
蔵王高等学校	10月22日
迫桜高等学校	11月20日
登米総合産業高等学校	10月14日
貞山高等学校	12月26日
伊具高等学校	10月28日
小牛田農林高等学校	12月 1 日
本吉響高等学校	12月26日
気仙沼向洋高等学校	10月24日
鹿島台商業高等学校	10月 7 日
一迫商業高等学校	11月28日
聴覚支援学校	9月 4 日
金成支援学校	12月26日
気仙沼支援学校	12月26日
利府支援学校	10月17日
迫支援学校	11月 6 日
○警察本部	
地方機関	
仙台北警察署	9月 2 日
仙台東警察署	11月12日

2 監査結果

令和6年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意しました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 6,849,414円
 - 過年度分 83,426,452円
 - 合 計 90,275,866円
- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 10,335,690円
 - 過年度分 76,062,679円
 - 合 計 86,398,369円

(2) 女性相談支援センター

需用費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、支払完了後に事業者から再度請求書が提出され、支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 4,737円

(3) 東部地方振興事務所登米地域事務所

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

別途発注すべきものを設計変更で処理したもの。

- ・件数 1件
- ・工事名 参口沢緊急予防治山外工事

(4) 気仙沼土木事務所

施設使用許可及び占用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 港湾施設用地使用料ほかについて、6か月以上の調定遅延があったもの。
 - ・件数 19件
 - ・金額 776,700円
- 2 港湾整備事業特別会計における荷さばき地等の使用料について、6か月以上の調定遅延が

あったもの。

- ・件数 10件
- ・金額 1,171,440円

(5) 仙台塩釜港湾事務所

係留施設使用料において、調定誤りにより還付金の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・還付金額 104,880円

(6) 仙台教育事務所

報償費及び旅費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

スクールカウンセラー連絡会議に係る報償費及び旅費について、他公所で支払うべきところ、当該公所でも支払ったもの。

- ・件数 報償費 2件
旅費 2件
- ・金額 報償費 30,450円
旅費 1,960円

(7) 仙台三桜高等学校

教育財産の使用許可に係る施設使用料及び光熱水費において、6か月以上の調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 2件
- ・金額 10,976円

(8) 登米総合産業高等学校

旅費及び需用費において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 職員旅費について、60日以上を支払遅延があったもの。
 - ・件数 507件
 - ・金額 1,306,568円
- 2 物品購入代金について、検査の日から3か月以上の支払遅延があったもの。
 - ・件数 4件
 - ・金額 767,250円